# 第15 火気器具

## 1 用語の定義

火気器具とは、定置を前提として使用する機器で、使用用途上、固定設置を要さないものをいう。七輪、移動式(ガスカートリッジ式等)こんろ、移動式ストーブ、各種床置型移動式バーナー等が該当する。 ※ 火気器具には、前記の理由により、位置・構造上の基準を有していない。

## 2 条例等の適用

条例・条則の運用にあっては、次によること。

- (1) 「火災予防上安全な距離」については、第3章第1節第1「共通事項」.1.(2)によること。
- (2) テーブル等に組み込んで使用するこんろ等については、テーブルの移動の有無にかかわらず火気設備とする。
- (3) 条例第18条第1項第8号の2については、別記資料によること。
- (4) 条例第19条第1項第1号でいう「遮熱のための空間」とは、底面過熱による火災を防止するための規定であり、室温35 $^{\circ}$ のときに底面が100 $^{\circ}$ 以下になるような必要な空間を確保するものであること。

#### 別記資料

#### 1 趣旨

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいては、一時的に一定の場所に人が 集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まることから、初期消火が極めて重要で ある。

建物の内外を問わず、多数の者の集合する催しにおいて、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具(以下「火気使用器具等」という。)について、消火器を備えた上で使用することを義務付けるものである。

## 2 多数の者の集合する催しに関する事項

条例第18条第1項第8号の2の多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に不特定多数の集客が 予想されるものであること。

なお、次の場合は、不特定多数の集客が予想されるものと取り扱うこと。

- (1) 火気使用器具等の取扱いを露店業者等が行う場合
- (2) 火気使用器具等の取扱いを露店業者等以外の者が行う場合で、集客のための広報を行うもの又は集客できる施設で行うもの

# 3 消火器に関する事項

(1) 消火器の備付け

多数の者の集合する催しに備える消火器は、次のとおりとすること。

- ア 火気使用器具等を使用する露店業者等が、使用する火気使用器具等ごとに1本以上を準備するものと する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (7) 主催者等が1の消火器に至る歩行距離が20メートル以下となるよう消火器を準備した場合
- (イ) 消火器が法第17条の規定に基づき設置・維持されている防火対象物において多数の者の集合する催しを行う場合で、当該消火器の設置者に使用の承認を得ているとき。
- イ アにかかわらず、ガソリンその他の揮発性の高い燃料 (第4類の危険物で引火点が零度未満のものに限る。)を使用する火気使用器具等については、必ず火気使用器具等ごとに消火器を準備すること。
- ウ 消火器の位置が分かるように「消火器」と表示し、かつ、常時使用可能な状態に維持すること。

- エ 多数の者の集合する催しにおいて、既設の火気使用器具等を使用する場合にも、消火器を備える必要があること。
- (2) 消火器の性能

火気使用器具等に備える消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号。以下「規格省令」という。)第1条の2第1号の消火器(住宅用消火器を除く。)であって、努めて次のア及びイに適合する粉末消火器(一般に「10型」と称されるもの)とすること。ただし、政令別表第2において当該消火器が適応しない燃料を使用する場合は、それぞれの区分に応じた消火器とすること。

ア 規格省令第3条又は第4条に定める方法により測定した能力単位の数値が、規格省令第1条の2のA 火災にあっては3単位以上、B火災にあっては7単位以上を有すること。

イ 規格省令第38条第1項の電気火災に適応すること。

(3) 消火器の点検等

消火器は、法第17条の3の3に規定する点検の義務はないが、次の事項について確認し、適合しない場合は適切な消火器を備えること。◆

ア 使用期限内であること。

イ 腐食又は破損がないこと。

# 4 火気使用器具等に関する事項

多数の者の集合する催しに持ち込む火気を使用する調理用器具、暖房器具、携帯用発電機等については、全て火気使用器具等として規制するものであること。

#### 5 移動販売車における火気を使用する調理機器等の取扱い

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに移動販売車を駐車した状態で、火気を 使用する調理機器等を取扱う場合の移動販売車及び火気を使用する調理機器等の取扱いは以下のとおり。

- (1) 移動販売車は条例第60条第5号の「露店等」であること。
- (2) 火気を使用する調理機器等は燃料種別により条例第 18 条から第 21 条の規定が適用されるものであること。

## 6 その他

- (1) 多数の者の集合する催しの会場に、商用電源を使用するための仮設分電盤を設置する場合は、消火器を備えること。◆
- (2) 近所の集まり、学校の行事等の多数の者の集合する催し以外の催しについても、火気使用器具等を使用する場合は、消火器を備えること。◆